

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
22	健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

文京区保健衛生部健康推進課及び保健サービスセンターは、番号制度関連事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

## 評価実施機関名

文京区長

## 公表日

令和5年9月20日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康増進法による健康増進事業の実施に関する事務
②事務の概要	<p>【健康増進法19条の2 関係事務】</p> <p>1 がん検診 生活習慣病予防対策の一環として、各種がん検診を実施し、がんの早期発見・早期治療に努めるとともに、がんについての正しい知識の普及及び啓発を図る。 &lt;対象&gt; 大腸がん・肺がん・胃がん(バリウム):40歳以上 胃がん(内視鏡):50歳以上偶数年齢 子宮がん:20歳以上偶数年齢の女性 乳がん:40歳以上偶数年齢の女性</p> <p>2 歯周疾患検診 成人の口腔衛生の保持増進を図ることを目的として、歯周疾患検診を実施する。 &lt;対象&gt; 20・25・30・35・40・45・50・55・60・65・70・76・81歳</p> <p>3 肝炎ウイルス検査 肝炎ウイルスの早期発見により、肝炎等による健康障害を回避することを目的として、肝炎ウイルス検査を実施する。 &lt;対象&gt; 40歳 40歳以上で過去に一度も肝炎検査を受診したことのない方 40歳以上で当年度の健康診査の結果、医師が必要と認めた方</p> <p>4 骨粗しょう症健診 骨粗しょう症の予防と早期発見・治療を目的として、骨粗しょう症健診を実施する。 &lt;対象&gt; 20～70歳までの5歳毎の女性</p>
③システムの名称	<p>1 がん検診システム</p> <p>2 団体内統合宛名システム(中間サーバーコネクタ)</p> <p>3 中間サーバー・プラットフォーム</p>
2. 特定個人情報ファイル名	
健康増進情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表第一の76の項</p> <p>2 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第54条</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[ 実施する ]</p> <p>&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>&lt;情報照会&gt; 番号法第19条第8号及び別表第2の102の2の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第50条</p> <p>&lt;情報提供&gt; 番号法第19条第8号及び別表第2の102の2の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第50条</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健衛生部健康推進課(骨粗しょう症以外)、保健サービスセンター(骨粗しょう症)
②所属長の役職名	保健衛生部健康推進課長(骨粗しょう症以外)、保健サービスセンター所長(骨粗しょう症)

6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	【骨粗しょう症検診以外】 文京区保健衛生部健康推進課 【骨粗しょう症検診】 文京区保健衛生部保健サービスセンター 112-8555 東京都文京区春日1-16-21 問合せ先電話番号 03-3812-7111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	【骨粗しょう症検診以外】 文京区保健衛生部健康推進課 【骨粗しょう症検診】 文京区保健衛生部保健サービスセンター 112-8555 東京都文京区春日1-16-21 問合せ先電話番号 03-3812-7111

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 10万人以上30万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
<b>基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる</b>

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書及び重点項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ O ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ O ] 自己点検 [ O ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年7月25日	Ⅱ-1、2 いつ時点の計数か	令和3年4月1日	令和4年4月1日	事後	特定個人情報保護評価書見直しによる再提出
令和5年9月20日	I-7-請求先	※利用停止請求は、文京区個人情報の保護に関する条例(平成5年文京区条例第6号)において、「削除請求」及び「利用中止請求」に該当	削除	事後	特定個人情報保護評価書見直しによる再提出
令和5年9月20日	I-1-②事務の概要	2 歯周疾患検診 成人の口腔衛生の保持増進を図ることを目的として、歯周疾患検診を実施する。 <対象> 30・35・40・45・50・55・60・65・70・76・81歳	2 歯周疾患検診 成人の口腔衛生の保持増進を図ることを目的として、歯周疾患検診を実施する。 <対象> 20・25・30・35・40・45・50・55・60・65・70・76・81歳	事後	対象年齢の拡大による変更
令和5年9月20日	Ⅱしきい値判断-いつ時点の計数か	令和4年4月1日	令和5年4月1日	事後	対象年齢の拡大による変更